

令和4年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和4年11月10日

西多摩衛生組合議会

令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和4年11月10日(木) 午前9時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 浜中 啓一
副管理者 加藤 育男

会計管理者 島田 裕樹
監査委員 平田敬太郎

出席議員

1 番 下澤 章夫 2 番 近藤 浩 3 番 香取 幸子
4 番 湖城 宣子 5 番 迫田 晃樹 6 番 大勢待利明
7 番 水野 義裕 8 番 門間 淑子 9 番 高田 和登
10 番 小澤 芳輝 11 番 幡垣 正生

欠席議員

12 番 青木 健

西多摩衛生組合

事 務 局 長 諸星 進 施 設 長 中島 勲
総 務 課 長 薬袋 敏邦 財務課長(兼)会計課長 古谷 浩明
計 画 管 理 課 長 石川 雄一 維 持 運 転 課 長 太田 道雄
フレッシュランド西多摩館長(兼)企画調整担当 伊藤 義孝 フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹 穴澤 和俊

構成市町職員

青梅市環境部長 齋藤 剛一 福生市生活環境部長 田村 清孝
羽村市産業環境部長 西尾 洋介 瑞穂町住民部長 野口 英雄

令和4年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和4年11月10日(木)
午前9時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 認定第1号
令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 承認第2号
専決処分承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 議案第6号
西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号
西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号
令和4年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第9号
令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 諸報告

○議長（幡垣正生） おはようございます。

開会前にご報告いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、ドア、窓を開けての開催となりますので、ご理解とご協力のほど、お願いいたします。

また、瑞穂町の近藤浩議員におかれましては、出席していただきまして、良かったと思います。何とぞ、よろしくようお願いいたします。

それでは、本日は、令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、多数のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名のところ出席議員11名、欠席議員1名によって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） おはようございます。お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和4年10月末現在で、約3万5,800トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約380トン、1.1%の減で、今年度末における年間搬入量は、当初の計画量に対し、約1,100トン減の5万9,700トンのごみが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施しております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約1,750トンを受け入れております。

なお、議長を通じ、先にお知らせしましたとおり、令和4年9月29日付けにて、小平・村山・大和衛生組合より、令和5年度の可燃ごみ処理支援の依頼がまいりました。

この小平・村山・大和衛生組合からの依頼につきましては、10月31日開催の西多摩衛生組合正副管理者会議におきまして、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定による相互支援の趣旨を尊重し、令和5年度も引き続き、支援受託していくことを決定した次第であります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数は、令和4年10月末現在で、約5万4,900人、1日平均では、約309人となっており、前年度同期と比較しますと、約1.7倍に増加している状況であります。

これは、国や都における行動制限の緩和により、令和4年度においては、現在まで、臨時休館等の措置を行わずに済んだことが主な要因となっております。

フレッシュランド西多摩の運営にあたりましては、引き続き、利用者の皆様に安心して来館していただけるよう、感染対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、本年2月の議員全員協議会においてご説明いたしましたフレッシュランド西多摩改修計画につ

きましては、このたび、改修工事設計委託による基本設計案が示されたことから、温泉掘削工事の結果とあわせまして、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

今次定例会には、決算認定1件、専決処分承認案件1件、条例案件2件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて6件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご承認、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

8番 門間 淑子 議員

9番 高田 和登 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。諸星事務局長。

○事務局長（諸星 進） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和4年11月2日付け、西衛発第495号で、令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者から議長あてに通知があり、これを受理しています。

次に、本定例会の会期についてですが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りいただくこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程ですが、既にお手元に配布しておりますとおり、議事日程を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事運営についてですが、一括議題につきましては、日程第8、議案第8号、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第9、議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議をお願いすることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月10日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決

定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。9番高田和登議員。

○9番（高田和登）議長、9番の高田です。

フレッシュランド西多摩の改修工事に伴う休業について、お伺いいたします。

西多摩衛生組合は、本来の業務以外にも多くの事業を実施しており、素晴らしいことだと思っております。幾つかの事例を上げますと、①温泉掘削工事、②見学者コースの更新、③移動式蓄電池、④煙突のぼり、⑤フレッシュランド西多摩の改修工事など、画期的な事業展開を次々に展開しており、高く評価したいと思います。

最近でも生ごみコンポスト展が20日まで開催されていますし、また、手打ちうどん教室も12月13日に開催されます。というように、地域の住民の皆様にとって、本当に良く活動されていると考えております。

しかしながら、フレッシュランド西多摩の改修工事では、休業が発生することとあります。その期間は、これらの事業もお休みになることと推測いたします。

そこで、フレッシュランド西多摩の改修工事の期間と範囲と問題点について、お伺いいたします。

1項目目は、休業期間とその範囲について、お伺いいたします。

①改めて休業はいつからいつまでを予定しているのかをお伺いいたします。

②休業の施設は全面的なのか、一部なのかなど、詳細をお伺いいたします。

③休業期間とその範囲は可能な限り短縮すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2項目目は、休業に伴う問題点について、お伺いいたします。

①フレッシュランド西多摩は現在、委託契約で運営されていますが、休業中はどのような取り扱いになるのでしょうか。

②休業の周知について、お伺いいたします。

ア 西多摩衛生組合を構成する3市1町の住民には、広報で周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、3市1町の住民以外の周知については、どのように周知するのでしょうか。

イ いわゆるSNSを使っての周知も検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（幡垣正生）橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、9番高田和登議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問の1項目目、「休業期間とその範囲について」の1点目、「改めて休業はいつからいつまでを予定しているのかを問う。」とのお尋ねですが、フレッシュランド西多摩では、施設の改修工事の期間として、令和5年4月から令和7年3月までの2か年の休館を予定しております。これは、本年5月19日開催の議員全員協議会で、事務局から温泉掘削工事の状況等のご報告をした際にもご説明いたしました。急激な社会情勢、世界情勢の変化に伴う建設物価の高騰、資機材不足により、建設工事全般で工期の遅延が懸念されていることから、単年度事業として計画しておりました施設改修工事のスケジュールを見直し、工期に余裕を持たせ、令和5年度、6年度で実施する継続事業としたことによるものであります。

また、この休業期間においては、あわせて指定管理者制度の導入に向けた準備事務を進めていく方針であります。

次に、2点目「休業の施設は全面的なのか、一部なのかなど詳細を問う。」とのお尋ねですが、改修

工事の期間においては、外構部分の散策路などを含め、フレッシュランド西多摩全館を休館いたします。これまでご説明してきましたとおり、改修工事の計画には浴場棟、体育館棟の改修に加え、駐車場を初めとする公園広場などの外構整備も含まれております。ご利用者の安全の確保や施設の運営管理の観点から、改修工事を行いながら、施設の一部を営業（開館）することは不可能であると判断し、全面的な休業とするものであります。

次に、3点目「休業期間とその範囲は、可能な限り短縮すべきと考えるが、いかがか。」とのお尋ねですが、当組合としましては、ご利用者への影響を防ぐため、休業する期間及び休業する施設の範囲は、できるだけ最小限に抑えたいと考えております。

しかしながら、改修工事に伴う休業期間につきましては、1点目のご質問への回答と同様に、外的要因となる社会情勢の変化に対処するため、適切な施工期間を確保する必要があるものと認識しております。

また、2点目のご質問でお答えしましたとおり、フレッシュランド西多摩の全体的な施設改修計画により、部分休業は不可能であることから、休業する施設の範囲につきましても、外構を含む全館を対象にせざるを得ないと判断しております。

次に、ご質問の2項目目、「休業に伴う問題点について」の1点目、「フレッシュランド西多摩は現在、委託契約で運営されているが、休業中はどういう取り扱いになるのか。」とのお尋ねですが、フレッシュランド西多摩の運營業務委託は、毎年度、一年間を契約期間とした単年度契約を締結しており、現在の契約期間は、令和5年3月末をもって満了となります。したがって、令和5年4月以降の休業期間中は、施設の運営管理を目的とした委託は行わないこととなりますが、令和5年度においては、4月から7月までの期間に限り、現在の委託業者により、年次報告書等の作成、什器その他、備品類の管理などの残務整理のほか、改修工事開始時期までの施設の維持管理や保安業務を行っていただくため、新たに施設維持管理委託を締結する予定としております。

また、令和6年度以降、リニューアルオープンまでの期間においては、必要に応じて指定管理者との間で、開設準備に向けた準備委託等を締結することも想定しております。

次に、2点目、「休業の周知について」のア、「西多摩衛生組合を構成する3市1町の住民には、広報で周知すべきと考えるが、いかがか。また、3市1町の住民以外の周知については、どのように周知するのか。」とのお尋ねですが、従前からフレッシュランド西多摩の臨時休館、イベント等のお知らせにつきましては、毎月一日発行の構成市町広報紙に定期的に記事掲載をしております。したがって、休業の周知につきましても、これまでどおり、記事掲載をすることといたします。

周知の方法につきましても、従前どおり、3市1町の構成市町の住民の皆様には、構成市町が発行する広報紙への記事掲載を行い、組合の周辺住民の皆様には、組合広報紙、にしたまエコにゆうすを配布し、また、3市1町の構成市町以外の方々へは、組合公式サイトや報道機関等を活用して、情報提供してまいります。

なお、既にフレッシュランド西多摩の館内掲示板や施設を定期的に利用いただいている団体の方々においては、回数券等の利用促進のお知らせにあわせて、休館のお知らせをしております。

次に、「いわゆるSNSを使つての周知も検討すべきと考えるが、いかがか。」とのお尋ねですが、従前より当組合では、組合公式サイト、広報紙での積極的な情報発信に力を入れていることから、現時点ではSNSを活用した周知については行っておりません。しかしながら、SNSを活用した周知につきましては、施設改修後の課題の一つとして認識しておりますことから、改修後の指定管理者制度の導入の検討にあわせて、検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（幡垣正生） 9番議員、再質問はございますか。

9番高田和登議員。

○9番（高田和登） ありません。

○議長（幡垣正生） 他になければ、以上で一般質問を終わります。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第4、認定第1号、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、認定第1号、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、令和3年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約6万トンで、前年度との比較では、約1,450トン、2.4%の減量となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、令和3年4月から受入れを開始した小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみの搬入量は、約3,790トンで、この結果、構成市町と広域支援を合わせた搬入量全体の前年度比較では、約2,300トン、3.8%の増量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります。令和3年度は、法定検査を含む施設維持整備工事のほか、バグフィルターろ布交換工事等の実施により、引き続き、清掃工場の適切な管理運営に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。令和3年度の浴場施設利用者数は、約7万5,300人、1日平均では、301人となっており、令和2年度と比較いたしますと、7.8%の増となっております。令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国や都の行動制限に従い、臨時休館など、安全管理上の措置を実施してまいりましたが、開館日数の増加などにより、入館者数は若干増加する結果となりました。

このような状況を踏まえて、決算の概要であります。歳入は、収入済額22億1,830万8,386円で、このうち、約87%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額19億6,784万1,619円で、予算現額に対する執行率は、約90%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2億5,046万6,767円で、（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事に係る費用の一部、1億5,075万円を翌年度に繰り越したことから、実質収支は9,971万6,767円となりました。

以上が、決算の概要であります。令和3年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 古谷会計課長。

○会計課長（古谷浩明） それでは、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページ目から7ページ目にわたりまして、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から、第5款諸収入までの構成となります。予算現額21億7,741万9,000円に対しまして、調定額・収入済額ともに22億1,830万8,386円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となります。予算現額21億7,741万9,000円に対しまして、支出済額19億6,784万1,619円、翌年度繰越額は、1億5,075万円、不用額は5,882万7,381円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費、委託料と工事請負費で、電気料等の光熱水費の使用料の減と、契約差金等によるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額19億2,666万8,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の86.85%を占めております。構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が47.82%、福生市19.84%、羽村市18.77%、瑞穂町が13.57%となります。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額2,872万5,615円で、歳入総額の1.30%となります。主なものは、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の2,377万3,600円、多目的施設使用料の103万4,675円、余熱利用施設行政財産使用料320万9,172円でございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額130万9,440円で、歳入総額の0.06%となります。これは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴います廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額1億343万3,163円、歳入総額の4.66%となります。これは令和2年度からの繰越金でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額1億5,817万2,168円で、歳入総額の7.13%となります。内容といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額1万2,874円でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第2項2目雑入は、収入済額1億5,815万9,294円で、主なものは、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみを受け入れたことによる可燃ごみ焼却処理委託受託金1億4,413万7,040円、余剰電力売払収入825万7,413円、鉄屑等売払代金316万6,148円でございます。

以上、歳入につきましては、予算現額21億7,741万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに22億1,830万8,386円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額133万9,474円、予算現額に対しまして、執行率は82.23%、不用額は28万9,526円でございます。主なものは、1節報酬の100万4,454円でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。

第2款事務所費におきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億7,223万7,520円で、予算現額に対しまして、執行率は95.84%、不用額は747万6,480円でございます。主なものは、2節から4節までの人件費と、18節負担金、補助及び交付金でございます。

2節の給料をご覧願います。2節給料は、支出済額4,186万3,777円で、特別職5名、及び一般職職員10名の給料でございます。

次に、3節職員手当等は、支出済額3,453万7,573円で、これは、職員退職手当組合負担金を含む、一般職職員の諸手当でございます。

次に、4節共済費は、支出済額1,436万1,865円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

10節需用費をご覧願います。10節需用費は、支出済額661万2,099円で、主なものは、広報用資料や予算書等の印刷製本費318万3,799円でございます。

次に、12節委託料をご覧願います。12節委託料は、支出済額1,656万6,645円で、主なものは、環境学習拠点整備（見学者コース更新）事業委託料1,095万6,000円と、庁舎清掃委託料の118万8,000円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

13節使用料及び賃借料でございます。13節使用料及び賃借料は、支出済額472万2,906円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料173万5,407円でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金をご覧願います。

18節負担金、補助及び交付金は、支出済額、4,981万円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金4,800万円と地域環境対策協議会助成金160万円でございます。

恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額14億1,263万1,052円、予算現額に対しまして、執行率は97.17%、不用額は4,111万1,948円でございます。主なものは、10節需用費、12節委託料と14節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

10節需用費をご覧願います。10節需用費は、支出済額1億8,606万3,858円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭・消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費7,966万6,110円と、施設稼働に要する光熱水費7,178万7,637円でございます。

次に、12節委託料をご覧願います。12節委託料は、支出済額2億8,139万8,866円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしました、ごみ焼却業務委託料1億5,092万8,800円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,474万円、飛灰搬出運搬業務委託料1,613万5,842円、中央監視設備保守点検委託料1,298万円、電気設備点検委託料1,155万円でございます。

28、29ページをお開き願います。

14節工事請負費でございます。14節工事請負費は、支出済額7億8,488万800円で、主なものは、

プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施しております施設維持整備工事4億7,937万7,800円と、2号炉バグフィルターろ布更新工事8,800万円、ボイラーの一部を更新した、2号炉二次過熱器ループ管更新工事7,920万円でございます。

少し飛びまして、32、33ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費でございます。第4款余熱利用施設事業費につきましては、第1項1目施設運営費におきまして、支出済額1億9,747万9,907円、予算現額に対しまして、執行率は55.76%、翌年度繰越額は、1億5,075万円、不用額は596万93円でございます。主なものは、10節需用費、12節委託料、14節工事請負費でございます。

10節需用費をご覧ください。10節需用費は、支出済額4,598万9,281円で、主なものは、浴場施設運営に要します上下水道料等の光熱水費3,512万6,768円でございます。

恐れ入ります。34、35ページをお開き願います。

12節委託料をご覧ください。12節委託料は、支出済額8,917万5,682円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料7,121万2,020円と、空調設備やポンプ、ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料825万9,614円でございます。

恐れ入ります。36、37ページをお開き願います。

14節工事請負費でございます。14節工事請負費は、支出済額5,000万円で、翌年度繰越額が1億5,075万円、支出済額の5,000万円は、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の前払金でございます。

恐れ入ります。38、39ページをお開き願います。

第5款公債費でございます。第5款公債費につきましては、支出済額1億8,415万3,666円、予算現額に対しまして、執行率は99.99%、不用額は1,334円でございます。

第1項1目元金は、支出済額1億8,281万894円で、平成13年度に借り入れました余熱利用施設建設事業費の償還金4,196万1,008円と、平成25年度から30年度にかけて、借り入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金1億4,084万9,886円でございます。

第1項2目利子は、134万2,772円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と、基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第6款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額21億7,741万9,000円に対しまして、支出済額19億6,784万1,619円、翌年度繰越額1億5,075万円、不用額は5,882万7,381円、執行率は90.37%でございます。

恐れ入ります。41ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は22億1,830万8,000円、歳出総額は19億6,784万2,000円、歳入歳出差引額は2億5,046万6,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、(2)の繰越明許費繰越額の1億5,075万円で、実質収支額は9,971万6,000円でございます。

恐れ入ります。42、43ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。44ページをお開き願います。

取得価格50万円以上の物品に関する調書でございます。こちらにつきましても、決算年度中における増減はございません。

令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の説明は、以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。平田敬太郎監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） それでは、ご指名をいただきましたので、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和4年10月6日、午後1時30分から、組合会議室におきまして、香取監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また、計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて、適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和3年度決算書類等は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえましての審査意見でございますが、令和3年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断をいたしましたところであります。

「今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画」に基づき、令和3年度から温泉掘削工事に着手され、周辺住民等においても、フレッシュランド西多摩改修工事には高い関心が示されているところであります。

リニューアル後の施設価値を高めるために、創意工夫を図り「近くにあつて良かった清掃工場」の実現に向け、計画的に取り組むことを期待するものであります。

なお、引き続き適正な管理運営に努めるとともに、その他の事務事業についても効率的に執行し、健全な財政運営に努めることを心がけていただきたいと思います。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望しまして、決算審査意見書といたしました。

以上、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。8番門間議員。

○8番（門間淑子） 質問事項は6つありますので、3つずつに分けて質問します。

まず、決算書の21ページ、事務報告書では49ページから50ページにかけてですが、職員の健康診査に関してですけれども、令和3年度の事務報告書では、病休の職員の方が4名いらっしゃいます。過去を見ても、令和3年度が最もこの病休の人数が多いわけですね。この方たちは、もう既に回復されたのかどうかということが1点です。

その50ページのストレスチェックの受診率を見ても、この過去4年間を見ても、最も受診率が低いわけですね。これは法定がというふうに思うのですが、受診しなくても大丈夫というよう

なことで、この受診率が低いのか。それとも業務が多忙で受診ができないのか。職員の健康管理について、どのようにお考えなのか、お聞きします。それが1点目です。

それから、2点目です。決算書29ページ、事務報告書が61ページから63ページにかけてです。この工事費ですけれども、工事請負費、施設維持整備工事4億7,900万、これ7つの事業がこの中に入っておりますけれども、ほとんど5つが特命随契で、2つが指名競争入札となっておりますね。その中の脱臭装置活性炭交換工事、これは毎年行われていて、昨年度は落札率が98%ぐらいだったわけですね。今年度は落札率が100%、同じ事業者が契約されているのですけれども、この落札率について。

さらに、その下の2号炉バグフィルターろ布更新工事、これも落札率が100%、どちらも1円の違いもなく、予定価格に対してピッタリ入札金額が出て、100%で落札しているわけですが、この指名競争入札について、競争性や透明性が、どう確保されたかということについて。私はちょっと疑問を持っているのですが、西多摩衛生組合としては、どのようにお考えなのかということ。

3点目です。同じく事務報告書の61ページから63ページにかけてですけれども、広域の西多摩衛生組合という施設の特性上、特命随意契約が非常に多いわけですね。特命随契について、見てみますと、予算の積算については、東京都の外郭団体の補助を受けて、予算見積りつくっているのではないかと、いうふうに思うのですが、業社から出てくる金額が、それよりかなりオーバーして、2回、3回と協議を重ねているものが幾つもあります。なぜこういうふうに、長く契約してきている業者ですけれども、こんなふうに落差が、金額的な差が出てくるのかについて、西多摩衛生組合としては、どのようにお考えでしょうか。

以上、3点です。

○議長（幡垣正生） 薬袋総務課長。

○総務課長（薬袋敏邦） まず、1点目の病気休暇の関係でございます。事務報告書の49ページ、(6)に職員の特別休暇等の取得状況の病気休暇の4件についてでございますけれども、当組合の休暇制度につきましては、羽村市に準じまして定められており、1回の病気休暇の上限は90日という形になっております。今回、公務上の疾病、または負傷は90日を超えて承認できることにはなっているところでございます。

今回この病気休暇4件のうち2件につきましては、精神疾患に伴う休暇でございまして、77日間を取得し、4年度より復帰を果たしているところでございます。また、2件につきましては、職員本人の新型コロナ陽性によるものとなっております。

もう1点が、ストレスチェックの経過ということで、こちらが年々、受診率が減ってきているというようにございまして、こちらにつきましても、総務課といたしましては、職員にストレスチェックをしていただくようなことで働きかけはしているのですけれども、毎年、定例的にやっているものですので、なかなかそこは恒常的なものになってきているので、慣れてきて受診率が低くなっているというようなことを見受けられますので、職員課といたしましては、職員の健康上、必要なことですので、今後はストレスチェックにつきましても、働きかけをなお一層していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 2点目、3点目の件について、ご回答させていただきます。

まず、最初、2点目の施設維持整備工事、脱臭装置活性炭交換工事と2号炉バグフィルターろ布更新工事の落札率が100%の話だと思っておりますけれども、まず、脱臭装置活性炭交換工事については、契約

金額が1,782万円で、予定価格も同じく1,782万円となっております。また、2号炉バグフィルターろ布更新工事につきましては、契約金額が8,800万円で、予定価格も同じく8,800万円となっております。

施設維持整備工事の脱臭装置活性炭工事は、5社による指名競争入札。また、2号炉バグフィルターろ布更新工事については、4社による指名競争入札を行っております。各々指名競争入札を行っていますが、指名業者とは必要書類以外の配布以外では、業者との接点はございません。そのため、透明性の関係から、一切、交渉等は行っていません。

また、脱臭装置活性炭交換工事については、前年度同様の工事、2号炉バグフィルターについては7年ぶりに実施した工事なのですけれども、その工事については、事後になります。予定価格を公表しております。

また、工事の仕様書の詳細設計、公共工事における従事者の労働条件、適正な資機材や原材料等の調達、施工方法、安全対策など、仕様に基づき入札参加事業者により、適正かつ大変綿密に積算されている結果であると捉えております。

このことから、今回の入札につきましては、落札率が100%でありましたが、適正な競争入札であったと判断しております。

また、3点目の工事請負費、株式会社、神鋼環境ソリューション東京支社の特別随契約の件ですが、こちらの方については、適正な工事の設計がされていて、指名競争入札による公正な競争の結果、落札者が決定されているものと認識しております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 門間議員。

○8番（門間淑子） 答弁漏れです。特命随契約の積算について、西多摩衛生組合は東京都の外郭団体の積算のサポートを受けて、いろいろな工事の積算金額を出していると思うのですけれども、特命随契約の方の企業者が考えて、高い金額を出して1回、2回、3回と協議を行って落札というか、決定している、こういう事例が幾つか見られるので、これをどう見ているかということをお聞きしたいのです。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 適正な設計ができているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 門間議員。

○8番（門間淑子） では、再質問します。病休の方は全員、回復されて復職されているというふうにご考えていいわけですね。非常に専門的な知識が必要、専門的な技術が必要な衛生組合の職員の皆さんですので、健康で仕事をさせていただくことが一番、しかも人数が少ないわけですから、その健康調査については、やはりしっかりと進めていっていただきたいというのが、非常に思うところです。健康についてはわかりました。

落札金額については、この1円の違いもなく、予定価格の事後公表というのは法定ですから、それは当然なのですけど、1円の違いもなく100%の事後公表の予定価格に対して、入札金額が出るということに対して疑問がありまして、なおかつ昨年と同じ事業者が今年も契約したということについて疑問を呈したわけです。しかし、西多摩衛生組合としては、それは適正だったということなのですね。

この特命随契約のところも含めてなのですけれども、工事費が今後値上がりする可能性もないとは言えなくて、その途中で値上がりすることを見越した上で、予定価格が高くなっていくということはないでしょうか。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 設計中に、設計と契約の間隔ですけれども、設計については、契約する前の1か月ぐらいまでには、半月、15、10日ぐらいですか、前にできてますから、契約とその差がありませんので、その間に急に高騰するという事は、あまり考えづらいのではないかとこのように判断しております。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） 門間淑子。

○8番（門間淑子） 次の質問です。次の質問3つお願いします。

以前に資料請求をしたもので、工事の安全に関するものの施工体系図なのですが、これは法定提出が義務づけられているものだというふうに思いますが、この体系図を見ますと、一次下請けまでしか出ていなくて、二次下請け以降は確認中ということなのです。西多摩衛生組合としては、特殊工事がたくさんあるわけですから、その安全確認はどこまでしているか。つまり下請け業者を全て把握しているのかどうか、ということが1点です。

2点目です。事務報告書の57ページ、ここで条例等の改正について書いてありまして、職員とか、会計年度とか、番号法に関するものについては、大体どこも同じですのでわかります。一番下の「施設長等の設置及び担当事務の規程の改正」ということが行われたわけですが、これはどういう、何を目的として、どういうふうに改正したのかを説明してください。

3番目です。58ページ、コロナによって学校の施設見学がすごく減ったというふうに思うのですね。見学者に対して、学習補助として資料を配布しているということですが、何校ぐらい、総勢何人ぐらいが、中止せざるを得なくなったのかをお聞きします。

以上です。

○議長（幡垣正生） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、施工体制台帳の件について、ご回答させていただきたいと思えます。

この施工体制台帳というのは、建設業法で定められておりまして、元請け事業者ですね、元請け事業者にかかることでして、4,000万円以上の工事、もしくは、建築工事一式だと6,000万円の工事を下請けに、元請け業者が、下請け業者に仕事を依頼する場合において、この施工体制台帳をつくらなければいけないという、元請け業者が対象になっているというルールだと思います。

そして、組合の管理といたしましては、門間議員がおっしゃったとおり、元請け業者には工事の安全管理をする上で、提出を求めています。また元請け業者が随時、契約次第、忌憚なく速やかに提出することというような形で、普段、業者には伝えているところです。公共工事の場合については、金額に関わらず基本的には一次、二次、三次まで、使っている場合には提出することというのを把握しておりますので、これは業者には、常に伝えているところでございます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） まず、初めに施設見学の方のご答弁させていただきたいと思えます。

事務報告書の58ページに関する組合の施設見学でございますけれども、コロナで緊急事態宣言等により、受入れが中止となった見学の件数ということでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、合計で、件数で言いますと、中止となった件数が11件でございます。総勢で736名の方が対象となっております。

次、2点目でございます。2点目につきましては、施設長の設置の例規の関係でございます。こちらにつきましては、今回、組織を改定するに当たりまして、新たにフレッシュランド西多摩の組織の中に、

設備管理担当主管という主管職を設置しておりますので、その職が加わったことに対する改定になっております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 門間議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、学校に関しては、随分たくさんの方が来られなかったということですね。こちらの方に全部、資料をお届けしたということで、理解していいのでしょうか。その学習補助としての資料を、来られなかった方には学校の方にお届けしたというふうに理解していいのかどうかということですね。

それから、規程に関してはわかりました。

施工体系図ですけれども、そうしますと、これは下請け業者というか、元請けもそうですが、発注者に対して提出が義務付けられておりますよね。ですから、これは二次、三次、四次、いろいろあると思いますけれども、この施工体制で全体が完成したものが出来上がる、それぞれの年度末にはそれが出来るのかどうか、発注、契約したら、いつ頃までに出来るとか、そういう完成図が出来上がるのはいつなのかをお聞きします。調査中ではなくて、西多摩衛生組合として把握したものが、いつなら出来上がるのか、お聞きします。

○議長（幡垣正生） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） 基本的には、遅滞なく下請け業者と契約し次第、速やかに提出することというような形になっていきますので、元請け業者がどこのタイミングで下請け業者と契約するのかは、ちょっとそこまではこちらは把握できませんので、一応、工事完了までには、基本的には速やかに提出することというような話となっております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 中止となった見学施設の対象の学校につきましては、見学者用のパンフレットをお配りしまして対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 門間議員。

○8番（門間淑子） 施工体系図について、もう1回お聞きします。遅滞なくということですが、ものによっては、少し遅れる場合もあるということで、そうすると、年度末には、その年度の、この決算書そうですね、この決算書が出来上がる段階では、全てのものが完成しているというふうに受け取っていいですか。

○議長（幡垣正生） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） 基本的には、業者にはそう伝えております。年度末というよりは、工事完了までです。はい、以上です。（「わかりました。終わります。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。質疑。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で質疑を終わりたいと思います。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号、令和3年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(平田監査委員 退場)

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長(幡垣正生) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま、議題となりました承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めており、令和4年3月の羽村市での条例改正を受け、「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第2号、及び附属資料のとおりであります。部長相当職における管理職手当を5パーセント減額する暫定措置と、地域手当の支給割合を「100分の8・5」へ引き下げる暫定措置の期間を、令和5年3月31日まで延長しております。

次に、別表第5、管理職手当の支給区分及び支給月額ですが、支給職員の区分を再任用職員以外の職員と、再任用職員に分け、再任用職員の部長職、職務の級が5級にあるものの支給月額を7万円に、再任用職員の課長職、職務の級が4級にあるものの支給月額を4万9,000円に規定しております。

なお、この条例は、公布の日である令和4年3月16日から、再任用職員の管理職手当の改正規定は、令和4年4月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長(幡垣正生) 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、議案第6号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第6号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するものであります。

また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を明記するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

条例の詳細につきましては、事務局よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） それでは、議案第6号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております、議案第6号附属資料、新旧対照表1ページをご覧ください。

育児休業等につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を条例に定めることとなっており、第2条では、育児休業をすることができない職員を規定しております。

現行では、育児休業をすることができる常勤職員を第2条第3号のアからエに規定しており、これに当てはまらない者は、育児休業をすることができない常勤職員として規定しております。アの（ア）を削除しておりますのは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、1年以上の在職期間の要件を廃止するものです。

現行のア（イ）、改正後は（ア）になりますが、この改正は、子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得する非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和しようとするものです。

次に、1ページの後段、イは文言を整理するものです。

次に、2ページから5ページ、第2条の3の改正では、子が1歳となった日以降に非常勤職員が、育児休業を柔軟に取得できるよう、子が1歳以上、1歳6か月未満の間に夫婦が交代で育児休業を取得できるようにするものです。

次に、5ページをお開き願います。

第2条の4の改正では、非常勤職員の育児休業の対象期間について、子が1歳6か月から2歳に達

する日までの間に、夫婦が交代で育児休業を取得できるようにするものです。

次に、5ページ後段、現行の第2条の5を削除し、7ページの左側の第3条の2を追加する形になっておりますが、こちらの改正につきましては、法改正に伴い条文を整備するものです。

6ページをご覧いただき、現行の第3条第5号では、同一の子について、原則1回としております育児休業の取得回数が緩和され、特別の事情に関わらず原則2回まで取得することができるようになることから、育児休業等計画書により申し出る仕組みを廃止するものです。

次に、現行の第3条第8号を削除し、左側、改正案の第7号とする改正につきましては、任期の定めのある職員について、任期更新に伴い引き続いて任用される場合に、再度の育児休業を可能にしようとするものです。

次に、7ページをご覧いただき、第9条の2は、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和するもので、1年以上の在職期間の要件を廃止しようとするものです。

7ページ後段から8ページ、第13条第1項は、妊娠、出産等を申し出た職員に対して個別の周知、意向確認のための措置を講じることを義務付けるもので、同条第2項は、妊娠、出産等を申し出た職員が不利益な取り扱いを受けることがないよう規定するものです。

第14条は育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を新たに規定するもので、第1号から第3号に、研修、相談体制、その他勤務環境の整備に関する措置を規定しております。

最後に附則についてですが、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上をもちまして、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第6号、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7、議案第7号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第7号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員等共済組員法が改正され、会計年度任用職員等の社会保険が全国健康保険協会から地方公務員共

済組合へ移行されております。

これに伴い、会計年度任用職員の期末手当、基礎額の根拠法令が変更となりますことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第7号、及び新旧対照表に記載のとおり、第5条第2項中の期末手当の額の算定方法に係る読み替え規定について、期末手当基礎額を、「健康保険法に規定する標準報酬月額」から「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第2条第1項に規定する会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額を基礎として組合規則で定める額」に改めようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で、質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第7号、西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第8、議案第8号及び日程第9、議案第9号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第8号、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第9、議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、一括議題となりました、議案第8号、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第8号、補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ、504万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、19億8,504万円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上したほか、

諸収入において、鉄屑等の売払い単価の上昇を反映し、増額措置を行ったところであります。

歳出予算では、実質の職員配置に基づき、人件費を精査したほか、委託料及び工事請負費において、契約実績に基づく減額補正などを行っております。

次に、議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました、補正予算（第1号）に基づき、組合市町分賦金の総額を、17億3,731万2,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第8号、及び第9号の詳細につきましては、事務局より説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） それでは、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

初めに、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ504万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億8,504万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は9,297万7,000円を減額いたしまして、17億3,731万2,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、8,971万6,000円増額いたしまして、9,971万6,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、830万1,000円を増額いたしまして、1億2,177万2,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は504万円を増額いたしまして、19億8,504万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、632万4,000円増額いたしまして、1億8,183万7,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、2,917万6,000円減額いたしまして、13億728万6,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、554万円増額いたしまして、2億1,992万6,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、2,235万2,000円増額いたしまして、8,166万2,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、504万円増額いたしまして、19億8,504万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。4、5ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ご説明申し上げます。

4ページにつきましては、2ページの第1表と同様なので、5ページよりご説明申し上げます。

5ページをご覧いただき、歳入でございます。

第1款分賦金は、9,297万7,000円減額いたしまして、17億3,731万2,000円でございますが、詳細につきましては、後ほど、ご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第4款繰越金は、8,971万6,000円増額いたしまして、9,971万6,000円でございます。

これは令和3年度からの繰越金でございます。

第5款諸収入は、第2項2目雑入におきまして、830万1,000円増額いたしまして、1億2,177万円でございます。

これは、鉄屑等売払い代金による増額分でございます。鉄屑等の売払いの単価の上昇による増額でございます。

以上、補正額合計504万円増額いたしまして、歳入の合計額は、19億8,504万円でございます。

次に、6ページをご覧いただき、歳出でございます。

第2款事務所費は、632万4,000円増額いたしまして、1億8,183万7,000円でございます。

これは、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費においては、会計年度任用職員の1名の増、現任職員の1名の増、再任用職員の1名の減などによる、職員の配置によるものと、東京都の勧告による給料の改定を見込んだことが主な要因で、人件費として645万円の増額、12節委託料におきましては、庁舎清掃委託料の契約差金で12万6,000円の減額となっております。

次に、7ページをご覧いただき、第3款じん芥処理費は、2,917万6,000円減額いたしまして、13億728万6,000円でございます。

これは、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、会計年度任用職員の2名の減や職員の配置の実績、給料の改定を見込んだことが主な要因で、人件費として、1,338万3,000円の減額、10節需用費におきましては、電気料の燃料調整費の単価の上昇により光熱水費を750万円の増額、12節委託料においては、7、8ページの契約差金9件、635万3,000円の減額。

恐れ入ります。8、9ページをお開き願います。

14節工事請負費において、施設維持整備工事費等の契約差金6件により、1,694万円の減額でございます。

次に、9ページをご覧いただき、第4款余熱利用施設事業費は、554万円増額いたしまして、2億1,992万6,000円でございます。これは、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、職員の配置実績及び給料の改定を見込んだことが主な要因で、人件費として554万円の増額。

次に、第6款予備費は、2,235万2,000円増額いたしまして、8,166万2,000円でございます。

以上、補正額合計は504万円増額いたしまして、歳出の合計は、19億8,504万円でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

一般職職員29名、会計年度任用職員5名における、給与費明細書でございます。後ほどご参照をお願いいたします。

以上で、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第9号、附属資料をご覧願います。

令和4年度の補正予算の分賦金算出根拠となります。組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較では、組合市町の人口は、令和4年10月1日現在の人口を採用し、全体で1,177人減少し、27万3,484人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は750人の減少で、13万492人、負担割合は47.72%。福生市は154人減少で、5万6,295人、20.58%。羽村市は138人の減少で、5万4,516人、19.93%。瑞穂町は135人の減少で、3万2,181人、11.77%となります。

次に、表3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は400トン減の2万8,600トンで、負担割合は47.90%。福生市は200トン減の1万1,400トンで、19.10%。羽村市は300トン減の1万1,400トンで19.10%。瑞穂町は200トン減の8,300トンで、13.90%。合計で1,100トン減の5万9,700トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえまして、表1分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしてございます。この積算結果から、令和3年度繰越金を差し引いたものが、令和4年度補正後の分賦金でございます。

市町別では、青梅市は、3,941万7,000円減額となりまして、8億2,142万5,000円、負担割合は47.28%。福生市は、2,357万5,000円減額となりまして、3億3,878万6,000円、19.50%。羽村市は、1,321万9,000円減額となりまして、3億4,009万4,000円、19.58%。瑞穂町は、1,676万6,000円減額となりまして、2億3,700万7,000円、13.64%となります。

分賦金の補正額合計は、9,297万7,000円を減額いたしまして、分賦金は17億3,731万2,000円でございます。

以上で、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 質疑なしでございます。以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第8号、令和4年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がございません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第8号、令和4年度西多摩衛生組合補正予算

(第1号)の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第55条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。

よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

次に、日程第11、諸報告を行います。

報告については、お手元にご配布しております、報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思っておりますので、ご承知願います。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ちょっと休憩を入れたいと思っておりますけれども、なお、ちょっと全協部分もかなりありますので、11時10分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。

午前11時01分 閉会